

確定申告は正しく

期限内 3月15日(金) までに!

平成30年分の所得税の確定申告と納付期限は、3月15日(金)です。

期限内に正しい申告と納税がされないと本来納めるべき税金のほかに加算税や延滞税を納めていただくこととなりますので、まだ申告がお済みでない方は、市役所本庁舎、または津島税務署の相談会場(津島商工会議所)でお早めにお願ひします。

また、国税庁ウェブサイト(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書作成コーナー」を利用すると簡単に申告書を作成することができますので、ご利用ください。

市役所申告相談会場(本庁舎大ホール)

確定申告相談を市役所(本庁舎)で実施しています。お車でご来場の場合は、本庁舎北側と東側駐車場をご利用ください。なお、3月6日(水)までは庁舎間の臨時連絡車両を運行しますのでご利用ください。

申告相談内容 市県民税、所得税(一部受付できない申告内容有り)

開設期間 2月18日(月)～3月15日(金)(土・日曜を除く)

受付時間 午前8時30分～午後4時

申告に必要なもの 広報あま2月号及び市公式ウェブサイトをご覧ください。

- お 願 い**
- 受付番号順に職員との面談により申告書作成を行います。受付で『申告内容整理票』をお渡ししますので、待合席でご記入をお願いします。
 - 譲渡所得(土地・建物・株の売却、先物取引等のある方)の申告相談、決算書・収支内訳書の作成指導、新規の住宅借入金等特別控除の申告及び消費税・贈与税・個人事業税の申告などについては市役所では受け付けできませんので、下記の津島税務署の相談会場(津島商工会議所)へ直接お出かけください。

津島税務署の相談会場(津島商工会議所)

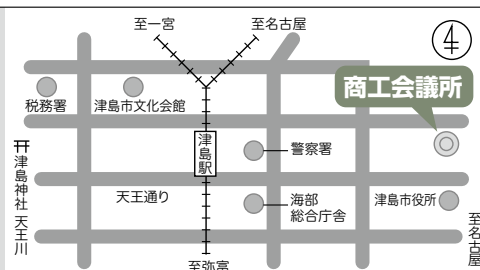
申告内容 給与所得者の還付申告、所得税の申告、贈与税の申告、個人事業者の消費税の申告
※来場されるときは、関係書類やマイナンバーカード、またはマイナンバーの通知カード(通知カードの場合は、身分証が必要)、印鑑等をお持ちください。

開設期間 2月18日(月)～3月15日(金)(土・日曜を除く、ただし、2月24日(日)と3月3日(日)に限り開設します。)

受付時間 午前9時～午後4時
※最終受付時間は午後4時ですが、会場の混雑状況により早めに終了する場合があります。

商工会議所のご案内

- 名鉄津島駅から徒歩20分
- 津島市役所から北へ徒歩3分



申告書の郵送先・問合先

所得税・贈与税

津島税務署
〒496・8720 津島市良王町2-31-1
☎0567・26・2161

市県民税

市役所税務課
〒490・1292 あま市木田成亥18番地1
☎444・0509

個人事業税

西尾張県税事務所
〒491・8506 一宮市新生2-21-12
☎0586・45・3169